

石西礁湖における航路整備技術検討委員会

設 置 要 綱

令和4年3月7日

石西礁湖における航路整備技術検討委員会 事務局

石西礁湖における航路整備技術検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 石西礁湖における海上交通基盤整備を検討するにあたり、海上交通の安全・安心を確保するために必要な施設や、その整備に伴い影響を受ける自然環境に対する環境保全対策等について関係する有識者から助言を頂くことを目的に、石西礁湖における航路整備技術検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、海上交通基盤整備の検討に関する次の事項について助言を行う。

- (1) 航路整備に伴う環境への影響及び保全の対策に関すること。
- (2) 航路の施工に関すること。
- (3) 航路供用後の環境監視及び航路利用に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、別紙に定める委員をもって構成する。

(中立性)

第4条 委員は、検討委員会の目的に照らし、特定の行政機関、利害関係者等の利害を代表してはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、検討委員会の所掌事務が完了するまでとする。

(委員長)

第6条 検討委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(検討委員会の運営)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が招集し運営する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 検討委員会は、内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所に対し助言のため必要な資料の提出を求めることができる。

4 検討委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

(公開)

第8条 検討委員会の会議は、公開を原則とする。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所とする。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日より施行する。

別 紙

石西礁湖における航路整備技術検討委員会 委員

- | | |
|--------|--|
| 岡田 知也 | 国土交通省 国土技術政策総合研究所
沿岸海洋・防災研究部
海洋環境・危機管理研究室長 |
| 岡本 峰雄 | 元 東京海洋大学大学院
海洋科学技術研究科 教授 |
| 鹿熊 信一郎 | 佐賀大学海洋エネルギー研究センター
特任教授 |
| 津嘉山 正光 | 琉球大学 名誉教授 |
| 灘岡 和夫 | 東京工業大学
環境・社会理工学院 名誉教授・特任教授 |

(五十音順)